

鎌倉期の長門国守護と「長門国守護職次第」

秋 山 哲 雄

はじめに

鎌倉時代後期の政治史を、北条氏の嫡流である得宗による専制体制と評価することは、今では通説化している。「得宗専制」の概念を提示した佐藤進一氏は、専制体制の指標として、①寄合と呼ばれる私的な会議、②御内人の任用、③守護や六波羅探題への北条氏一門の配置および一門に対する得宗の一元的な統制、の三点を指摘した。本稿では、この③の中でも特に守護をめぐる得宗と一門との関係について再検討を加えたい。具体的には、長門国の守護について考察する。長門国守護は、周防国の守護と兼帶とされて「探題」と呼ばれることもあり、モンゴル軍の襲来に対する重要な拠点であった。長門国守護は幕府の意向が鮮明に表現されるポストであり、一国の守護から幕府首脳の考へが読みとれる重要な検討材料なのである。また、そのポストには得宗ではなく北条氏一門が就任しており、得宗と一門との関係を考える上でも貴重な材料である。長門国には、幸いにして守護を年代順に示した史料である「長門国守護職次第」（以下では「守護次第」と略記）が残されているので、これを素材に同国守護の動向を探り、上記のような幕府首脳の意向や得宗と一門との関係について考察したい。そしてそれらを踏まえ、「得宗専制体制」そのものを再検討するのが本稿の目的である。

長門国守護については、佐藤進一氏の網羅的な研究である『鎌倉幕府守護制度の研究』⁽³⁾（以下では『守護制度』と略記）の他、周防・長門両国の守護や守護代を検討した児玉眞一氏の研究がある。守護の人事について『守護制度』では、異国警固を強化するために守護の強い指揮権が必要となり、「専ら門地・家柄という外形的な権威が問題とされ」て北条氏が守護に就任したとする。一方で児玉氏は、当初は得宗に血筋の近い「外形的権威」をもつた北条氏一門が補任されており、後に政村流や金沢流北条氏が任命されていることから、そこに得宗による一門の支配統制の一端が読みとれるとしている。しかし、いずれも守護の人選に対して「外形的な権威」「一門支配統制の一端」という抽象的な説明しかしていない。なぜ得宗に近い人物が任命され、その後他の一門へと移つていったのか、そしてそれがなぜ得宗による一門統制という理解に到るのかについて、より具体的な説明が必要であろう。また、いずれも基本史料となる「守護次第」に対する史料批判は捨象しており、田村哲夫氏の研究が生かされているとは言えない。田村氏の研究も、史料紹介がメインであり政治史にまで踏み込んだ発言はされていない。したがって本稿では、まず第1章でいくつかの写本が残されている「守護次第」を書誌学的に考察し、それを踏まえて、第2章では従来の守護沿革を修正し、第3章では、修正した守護沿革にしたがって長門守護の政治的位置を検

討する。そしてこれらを通じて得宗と北条氏一門との関係を考察し、
「得宗専制」概念を再検討したい。

第一章 「長門国守護職次第」の史料的性格

第1節 諸写本の成立

○ 残された諸写本

長門国の守護を記した「守護次第」にはいくつかの写本があり、田村哲夫氏によると、大きく分けて四系統の写本のほかに、別系統と考えられる二つの写本の、合計で六系統がこれまでに確認されている。田村氏の分類に沿って諸写本を列挙すると以下のようになる。「○」は今回確認したもの。

1 系統 長門国一宮系本

①長門一宮住吉神社所蔵本 ②山口県図書館旧蔵本（明治七年世良利貞写本）③『大内氏実錄土代』本 ④県廳記録社寺類本（住吉・忌宮神社由緒調書）所収 ⑤毛利家文庫史料本

2 系統 長門国二宮系本

①長門二宮忌宮神社所蔵本 ②『豊府志略』本（平井温故著「歴代守護職姓名」）

3 系統 山口内藤家系本

①『萩藩閥閱錄』本 ②毛利家文庫本 ③山口図書館旧蔵本 ④多賀社文庫本 ⑤近藤文庫本 ⑥『大内氏実錄土代』本

4 系統 長府上田家系本

①長府藩士上田家旧蔵本（→山口県文書館）②『長門国志』本（中村徳美著）

5 系統 南野光子氏所蔵本

6 系統 岡誠作氏所蔵本

○ 1 系統

以下では、上記の六つの系統についてそれぞれの特徴を順に示そう。
なおそれぞれのテキストは、田村氏の論稿⁽¹⁾に翻刻されているのでそちらを参照されたい。

1 系統本では、大内義興までの歴代守護・守護代などを記すほかに、歴代一宮大宮司も併記している。1—①を史料編纂所架蔵の写真帳⁽¹²⁾で検討したところ、すでに田村氏が指摘しているように、守護の大内政弘と大内義興の項の間で筆が変わっていることが確認できた。このことから、この写本は大内政弘期の成立⁽¹³⁾で、その後は追記されたものだと考えられる。大内政弘は、次の史料に見えるように、1—①が残された長門国一宮（住吉神社）の文書を大量に書き写させている。

【史料1】 大内政弘書写文書⁽¹³⁾

当社往昔以来之文書、令遂一見畢、此正文斗所持之由依太宮司賀田
貞国申也、為末代令書写、所加外題證判之状如件

文明十三年七月廿日

散位從四位下多々良朝臣政弘（花押）

政弘期の成立である1—①は、この書写事業の際に書き写された可能性が高く、これにしたがえば文明十三年（一四八一）頃の成立⁽¹⁴⁾といふことになる。文明十三年以後の記述は、おそらく一宮で追記されたものであろう。この成立時期は他の写本とくらべ最も早く、1—①を善本と評価する佐藤進一・田村哲夫両氏の見解も妥当といえよう。従来の研究はこの写本をテキストにして行わってきた。

1—③は、奥書によれば、近藤清石氏が明治七年に住吉神社において書写したものであり、やはり大内政弘と大内義興の項の間に「以上一筆以下別筆ナリ」とあって、その間に筆が変わっていることが指摘されているので、1—③は1—①を書写したものと考えて間違いない。1—⑤

は、内容や表紙などから、近世段階に1—①を写して3系統の異本で校合したものだと推定できる。つまり1系統の写本は、いずれも1—①を基礎としているのである。なお、1系統の「守護次第」は『続群書類從』に収められており、『山口県史』資料編中世1に載るものも『続群書類從』を底本としている。

また、1系統独自の記述に目を向けると、特に大内氏が守護となつてからは、歴代守護の一宮への「社參」記事やその際の「役人」の記事が特徴的であり、政弘の前代に当たる大内教弘の項には、「御神馬御神樂料分五百疋」といった記述も見られ、こうした料足の記述は政弘の項にも表れる。これらの記述と史料1を踏まえると、1系統本は、一宮が守護大内氏の庇護を期待して政弘に提出したものだと推測することができるのである。一宮造営は守護の職分であり、その由緒を大内側に示すねらいがあつたのであろう。

○2系統

2系統本では、毛利秀元までの歴代守護・守護代などを記すほかに、歴代の長門国二宮神宮寺別当を記す。⁽¹⁵⁾ 2—①を史料編纂所架蔵の写真帳⁽¹⁶⁾で確認したところ、1系統と同様に大内政弘までが一筆で書かれており、続く大内義興と義隆の項が一筆、大内義長の項が一筆、毛利隆元・輝元・秀元の項が一筆で書かれ、合計で、三回の書き継ぎ、四種類の文字が確認できた。写真帳では見ることはできなかつたが、田村氏によれば、2—①の一枚目と二枚目の紙継目裏に「竜崎中務丞道輔之裏判在之」とあり、竜崎道輔は大内義興の奉行衆で明応四年（一四五五）から永正十年（一五一三）頃に活躍した人物のようである。道輔は「実隆公記」⁽¹⁷⁾に頻出し、記主実隆に対して「職原抄」や「弘安札」⁽¹⁸⁾、「史記列伝」⁽¹⁹⁾などについてあれこれと質問しており、こうした書物を収集していたようである。このような収集の一環として、竜崎道輔が長門国二宮に「守護次第」の正本

を提出させ、紙継目裏に花押を据えたのであろう。その際に作成された写本が長門国二宮に伝えられ、その後三度にわたつて書き継がれたと考えられる。1系統に見られるような守護に対する強い主張を読みとることができないのは、二宮側から提出したのではなく、竜崎道輔の側から提出を働きかけたからではないだろうか。

2—②を收めている『豊府志略』は、著者が平井温故、その成立は宝永七年（一七一〇）であり、著者の調査した伝記などが書き加えられているために原型を復原することができなかつたが、田村氏の説にしたがつてここに分類した。

○3系統

3系統は大内義隆までの歴代守護・守護代などを記すが、これまでの1および2系統とは異なり、一宮大宮司や二宮神宮寺別当の記載は一切ない。3—①を收録する『萩藩閥閱錄』は、永田政純が藩内から古文書の写本を提出させた後、原本を持参させて永田自身が校合し、享保十年（一七二五）に完成したものであり、3—①はこの編纂の際に内藤小源太家から提出されたものである。奥書には次のようにある。

【史料2】

右系図并守護代記事、興盛様依御所望、正本山口江上申之、御倉仁在之、仍為後証案文誌置所如件、

天文十八年三月十五日 勝間田左近将監 盛治

史料2からは、享保年間に内藤小源太家に伝わつていた写本が、もととは天文十八年（一五四九）に勝間田盛治から内藤興盛へ提出されたものの案文であつたことが分かる。勝間田盛治は大内義隆の小守護代として、内藤興盛は前代大内義興から続く守護代として2・3・4系統の写本に登場しているので、3—①の原型は、当時の小守護代から守護代へと提出されたものだと判断できる。ここでは、「守護次第」が現地の

小守護代の手元にあつたことになるが、これは1系統で一宮に、2系統で二宮にそれが保持されていたのとは対照的である。

内容の前半部は1系統と似通つた記述が多く、特に守護の一宮社参に關わる「役人」の記事などが類似しているが、1系統で追記されている部分に当たる大内義興の項では社参の記事があるにもかかわらず、この3系統では少しも触れていない。むしろ義興以降は2系統に記述が近い。また、3—①巻末の勝間田盛治の項では大内義隆を「御屋形様」と表記していることから、当該部分は義隆期に記されたことが分かる。つまり、3系統は1系統の大内政弘までの部分に2系統に近い内容をもつ義興の項を書き足し、さらに天文年間に義隆の項を書き足していると推測できるのである。あるいは義興の項も天文年間に書かれた可能性もあるう。後述する5系統の存在を考えると、おそらく天文年間に勝間田盛治が、小守護代であることの正統性を主張する必要に迫られて守護代に提出したのが3—①の原型であつたと推定できる。

3—②は、「毛利家文庫史料」に残されたもので、1系統本で校合しているようである。あるいは『萩藩閥閱錄』編纂の際に作られた写本の可能性もある。3—⑥は、1—③と同様に近藤清石氏が明治七年前後に書写したものである。

○ 4 系統

4系統の写本はいずれも実見していないので詳細は不明だが、田村氏の示したテキスト⁽²⁴⁾を見る限りでは、3系統とほぼ同内容である。特に大きく異なるのは、3系統と同様に義隆の項の後にある次のような「奥書」である。

【史料3】

右系図并守護代記、一族内藤興盛依所望、正本写遣、彼方倉置之、為後証安文認置所如件、

天文十八年己酉之三月十五日 勝間田左近将監盛治

この「奥書」の後には大内義長の項が続いて書かれ、巻末には「于時享保十二丁未九月上旬書之」とある。史料3は、史料2の奥書からえて内藤興盛に対する敬語表現を抜き、また、史料2では正文が内藤興盛にもたらされて、写本が勝間田盛治に残されるという表現になっているに対して、史料3では、後半部分に疑問は残るもの、内藤興盛には写しを与えたかのように記されており、全体として内藤氏を見下したいという印象を受ける。また、奥書の後に記されている大内義長の項には、「守護代陶尾張入道全美、小守護代陶五郎隆房」とあり、この記述は他の系統には見られない。田村氏によれば、4—①は長府藩士上田家旧蔵のもので、上田氏の先祖は大内氏家臣陶朝倉氏であり古くから長府に在住していたというから、陶氏に関わるこれらの記述は、陶朝倉氏を祖先に持つ上田氏が、自らの祖先である陶氏が守護代であつたと主張したいために書き加えられたものだと推測できよう。巻末にあるように全体は享保十二年（一七二七）に書写されたものであり、3系統を収録する『萩藩閥閱錄』が完成した二年後に作成されたことになる。推測を重ねることが許されるならば、『萩藩閥閱錄』編纂によつて3系統の写本が萩藩に知られ、守護代の家であつたことが示された内藤家に對抗するために、陶氏の流れをくむ上田氏が、祖先が守護代を勤めているという記述を書き加えて4系統の写本を作成したと考えることができよう。内藤氏と上田氏とで大きな争いがあつたとまでは言えないが、享保年間という時期が、萩藩や長府藩の武士たちにとって、自らの祖先の由緒を問いつす時期であつたのかもしれない。

○ 5 系統

5系統は大内義隆までの歴代守護・守護代などを記し、3・4系統と同様に、一宮大宮司や二宮神宮寺別当の記載は一切ない。田村氏によれ

ば、長門市仙崎の南野光子氏の所蔵であり、卷末に南野氏の系図が付されている。⁽²⁷⁾この本には他系統にない具体的な年月日などの情報は多いが、南野氏の所蔵というだけで、その成立の経緯を示してくれる徵証は少ない。今、南野氏を手がかりに5系統のテキストを読んでいくと、大内教弘の小守護代に南野盛種が見える。盛種は5系統にのみ見える人物であり、後続の系図では「有故自殺」と注記されている。彼の後には南野氏は登場せず、小守護代は3系統の写本を作成した勝間田盛治の一族へと移つてすべての記述が終わっている。本系統の最後の守護である大内義隆の項に、5系統でしか見られない盛種が登場するのは示唆的であろう。すなわちこの写本の作成者は、盛種が小守護代となり、彼の子孫こそがそれを継承するにふさわしいと主張したいと推測できるのである。上述3系統の検討を踏まえるならば、3系統が守護代に提出され、5系統がその記述を終えている天文年間に、勝間田と南野という二つの家が小守護代職をめぐって対立し、それぞれが独自の由緒を示すために「守護次第」を作成したと考えることができよう。憶測に過ぎる部分もあるが、少なくとも3および5系統の写本が、現地の小守護代の手元に残されていたことは確実である。

○ 6 系統

6系統は、慶長年間の毛利秀就までの歴代守護を記し、守護代以下は記していない。一宮大宮司や二宮神宮寺別当の記載も一切ない。今回は実見することができなかつたが、田村氏が示したテキストでは明らかに上記五つの系統とは記述の仕方が異なつていて、毛利氏には、「毛利元就公」のようにすべて「公」が付けられていることから、慶長年間以降に毛利氏の立場に立つ人間の手によって作成されたものと考えることができよう。

上記の6系統にわたる諸本はいずれも写本であり、最古の写本と考えられる1—①も天文年間に書写されたものであるから、その前提となる書物がそれ以前から存在したはずである。その書物の成立を考えるのにヒントとなるのが「殿」の表記である。「殿」の字は、鎌倉時代初期の源範頼と南北朝期の厚東氏三人を除けば、北条氏の守護が始まる北条宗頼から後のほとんどの守護正員に付けられている。したがつて鎌倉期の記述は、北条氏に敬意を表さねばならない鎌倉末期に書かれたものだと考えられる。本稿ではこれを「守護次第」成立の第一段階とし、作成主体を現地の小守護代層の人物と推測したい。また、「相模修理亮殿宗頼」というように、「殿」の後に「宗頼」や「兼時」といった実名が付けられているが、鎌倉期の段階に実名表記したとは考えにくいので、実名の部分は南北朝期以降に注記されたものであり、それが書写の過程で「殿」の前の部分と同列に扱われるようになつたと考えられる。

それでは次に、鎌倉末期に成立した第一段階の「守護次第」はその後いかにして「守護次第」へと変化していったのだろうか。ここで諸写本の内容を比較すると、いずれの写本も、守護・守護代に関する記述は南北朝期の厚東義武の項までほぼ一致していることが分かる。この次の守護である大内弘世の項からは、それぞれの写本で独自の記載が増える。したがつて第一段階の「守護次第」は、諸写本で記述の一貫する部分の末尾に当たる厚東義武の項に、鎌倉時代の以前と以後の部分が追加されたと考えられる。これを「守護次第」成立の第一段階とする。それでは、この時の作成主体は誰だったのだろうか。

「守護次第」の冒頭部分では、安芸守清盛（平清盛）の前後に厚東武光と厚東武景が配されている。諸本の共通部分は厚東義武で終わつていふことからすると、南北朝期に大内氏と争つた厚東氏が、自らの正統性

第2節 「守護次第」の成立と展開

上記の6系統にわたる諸本はいずれも写本であり、最古の写本と考えられる1—①も天文年間に書写されたものであるから、その前提となる書物がそれ以前から存在したはずである。その書物の成立を考えるのにヒントとなるのが「殿」の表記である。「殿」の字は、鎌倉時代初期の源範頼と南北朝期の厚東氏三人を除けば、北条氏の守護が始まる北条宗頼から後のほとんどの守護正員に付けられている。したがつて鎌倉期の記述は、北条氏に敬意を表さねばならない鎌倉末期に書かれたものだと考えられる。本稿ではこれを「守護次第」成立の第一段階とし、作成主体を現地の小守護代層の人物と推測したい。また、「相模修理亮殿宗頼」というように、「殿」の後に「宗頼」や「兼時」といった実名が付けられているが、鎌倉期の段階に実名表記したとは考えにくいので、実名の部分は南北朝期以降に注記されたものであり、それが書写の過程で「殿」の前の部分と同列に扱われるようになつたと考えられる。

それでは次に、鎌倉末期に成立した第一段階の「守護次第」はその後いかにして「守護次第」へと変化していったのだろうか。ここで諸写本の内容を比較すると、いずれの写本も、守護・守護代に関する記述は南北朝期の厚東義武の項までほぼ一致していることが分かる。この次の守護である大内弘世の項からは、それぞれの写本で独自の記載が増える。したがつて第一段階の「守護次第」は、諸写本で記述の一貫する部分の末尾に当たる厚東義武の項に、鎌倉時代の以前と以後の部分が追加されたと考えられる。これを「守護次第」成立の第一段階とする。それでは、この時の作成主体は誰だったのだろうか。

「守護次第」の冒頭部分では、安芸守清盛（平清盛）の前後に厚東武光と厚東武景が配されている。諸本の共通部分は厚東義武で終わつていふことからすると、南北朝期に大内氏と争つた厚東氏が、自らの正統性

を主張するため、祖先である厚東武光・武景を冒頭の重要な時期に配して第二段階を作成したと推測することができる。厚東氏に「殿」が付けられていないのは、「守護次第」の最終的な成立に大内氏が大きく関係しているため、大内氏とかつて対立した厚東氏に対しては敬意を表してはならないと考えたからであろう。以上のように「守護次第」は、鎌倉末期に鎌倉時代の部分が成立し、諸本の共通部分がとざされる南北朝期に追加され、その後さらに段階的に追記されて成立したものと考えられる。

その成立の段階差が上記の各系統の差ということになる。1系統は、第一段階の「守護次第」に歴代一宮大宮司を書き加え、2系統も同様に歴代二宮神宮寺別当を書き加え、大内弘世以降を書き継いで成立した。また第二段階の「守護次第」は、厚東氏滅亡後も現地の小守護代の手に残されて、後に3系統以下を生み出したと考えられる。3系統は、小守護代の勝間田盛治の手から守護代へ提出されており、勝間田氏の小守護代在職の正統性を主張するために天文年間までには加筆・修正され、5系統も同様に、南野氏の正統性を主張するために加筆・修正されたと推定できる。4系統は、上田氏の家格を莊厳するために、近世になって加筆・修正されたと推定できる。このように小守護代層によって「守護次第」が保持されていたことは、本書成立の第一段階に彼らが携わっていたことを示唆するだろう。

ところで、ここまで「守護次第」と総称してきた諸写本には、実はほとんど書名が施されていない。『山口県史』資料編中世1の「史料解題」では、「長門国守護職次第」と「長門国守護代記」の両方を載せており、写本に田村氏が紹介した四つの系統があることを指摘しているのに対し、前者は「長門一宮本」(1系統)と「長門二宮本」(2系統)³¹⁾が含まれ、両者がそれを利用しようとしたが、大内氏の守護在任が安定すると、守護者間で3系統が重複して把握されていることは明らかであり、多少の混乱が見られる。前者は守護正員に、後者は守護代に重点をおいた書名と言えるが、前者の書名を持つ写本は少ない。1—①は巻子に仕立てられて外題に「長門国守護職次第」と記されており、これが現在では一般的な呼び名になっているが、この書名を用いているのは1—①と、明治以降の写しである1—④および1—①を底本にしたと考えられる『続群書類從』の三点のみであり、この系統に属するのは6系統の「長門国守護職歴代之記」くらいである。その他はほとんどが後者の系統に属しており、書名が残されていないものを除けば、「長門国守護代記」(1—②、3—③④⑤⑥)、4—①)、「長門国守護代記」(3—①②)、「一宮大宮司次第へ一名探題記」(1—③)、「守護代記」(1—⑤)、「長門国^守守護代記」(5系統)といった書名が与えられている。明治七年に1—①を写している1—③が「長門国守護職次第」という書名を用いていない点を重視するならば、明治初頭の段階では、巻子に仕立てられる前の状態の1—①が書写されて1—③が作成され、その後に巻子に仕立てられて「長門国守護職次第」という書名が与えられたと想定できる。したがって近世段階の本来の書名は、他の写本の書名になっているように、守護代に重点の置かれた「長門国守護代記」であつたといえる。

第二段階が成立したのは、厚東氏の守護職の正統性を示すためだと先に推測したが、中世末期に「守護次第」が現地の小守護代らの手に保持されるようになると、守護のもとで誰が守護代・小守護代にふさわしいかを主張するための手段として、「守護次第」は新たな役割を担うようになった。すなわち、守護の正統性を示すものから守護代・小守護代の正統性を示すものへと変化したのである。内容からは「長門国守護職次第」という書名が妥当であり、南北朝期まではその名にふさわしく厚東氏がそれを利用しようとしたが、大内氏の守護在任が安定すると、守護

表1 佐藤進一氏による鎌倉期の長門国守護沿革（北条氏就任以降）

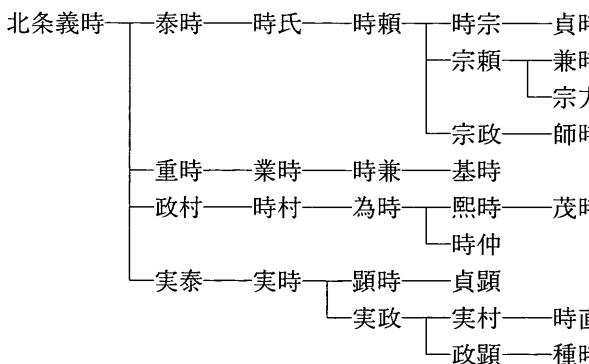
北条宗頼	～一二七五（建治元）	～一二七七（建治三）一月～
北条兼時	～一二八〇（弘安三）六月～	
北条師時	～一二八一（弘安四）	～
万寿	～一二八二（弘安五）	～
金沢実政	～一二八四（弘安七）	～一二九六（永仁四）八月～
北条時仲※	～一二九八（永仁六）四月～一二九九（正安元）一二月～	
北条時村※	～一三〇〇（正安二）七月～一三〇五（嘉元三）四月	
北条熙時※	～一三〇五（嘉元三）八月～	
北条時仲※	～一三〇九（延慶二）四月～一三一九（元応元）八月～	
金沢時直	～一三二三（元亨三）八月～一三三三（正慶二）	

代や小守護代によつて利用されるようになつたために、体裁は歴代守護正員を並べる形をとりながらも、実際には守護代に重点を置いていた「長門国守護代記」のような書名を与えられるようになつたのであろう。

第2章 鎌倉期長門国守護沿革の再検討 「武藏守師時」・「万寿」・「駿河三郎」

上記の検討を踏まえ、改めて鎌倉期における長門国の守護沿革について検討してみたい。『守護制度』では、表1のように同国守護の沿革を提示している。ここでまず検討したいのは、表1中で□で括った、北条師時と万寿である。佐藤氏は「守護次第」の記述にしたがつてこの二人を守護正員として掲げているが、その記載には多少の疑問が残る。以下に二人に関する部分を示そう。

【北条氏略系図】



「四郎」が「十郎」と誤写されたと推測してもいいのではないだろうか。

したがつて本稿では、弘安七年（一二八二）に守護となつた「武藏守」を北条宗政に比定し、「万寿」を師時の幼名と考えたい。⁽³⁸⁾

また、宗政の代官に見える「駿河三郎殿」については、田村哲夫氏⁽³⁹⁾が

その名乗りから三浦一族だと推測しており、それをうけた児玉眞一氏は、⁽⁴⁰⁾「駿河三郎殿」を三浦氏、又代官の「平内左衛門尉」を三浦氏被官の長尾氏と推定している。宝治合戦に敗れた三浦氏がここで登場すること自体はあり得ないことではないが、「駿河三郎」という名のりは、一般的には駿河守に任じられている人物の三男と考えるべきであり、当時の駿河守は北条業時であった。業時は弘安三年（一二八〇）に駿河守に就任しており、弘安七年（一二八四）に陸奥守に転じている。⁽⁴¹⁾業時の子には時兼が見え、彼の通称は「陸奥三郎」であつた。この通称は弘安七年に父の業時が陸奥守に転じて以降のものであり、それ以前の、父業時が駿河守であった時期には当然「駿河三郎」を名乗つたはずである。⁽⁴²⁾したがつて、弘安四年段階で宗政の代官としてみえる「駿河三郎」は、北条時兼と断じることができる。「駿河三郎」には「殿」が付されており、先述のように「殿」が北条氏就任以降の守護正員にのみ付けられた敬称であることもこのことを傍証するだろう。時兼の父業時の姉妹が宗政の母であり、時兼と宗政は従兄弟同士の関係にあつた。

ここでこれまでを整理すると、守護正員宗政の代官に時兼が見え、宗政の死後の守護正員は師時（幼名万寿）ということになる。しかしこの比定は、次の二点において不自然さが残る。すなわち、①時兼が従兄弟である宗政の代官になつていること。②宗政の死後には数えで八歳の万寿が守護正員となつていること、の二点である。守護である親の名代に子が派遣される例はあるが、①の従兄弟の代官は他に類例がない。また、いくら宗政の母方の実家である重時流の人物だからといつても、重時流

には他にも多くの候補者がいる中で、時兼は業時の系図上唯一の子息であり、簡単に代官として長門へ送つたとは考えにくい。②については、赤橋久時が父の急死によつて九歳で守護正員となつていての例⁽⁴³⁾は見られるので、八歳の万寿の守護就任は先例のないことではない。家政機関が充実していれば、正員が幼くともある程度の政務はこなせるであろう。しかし、建治年間の守護一齊交替以来、対外的な緊張の中にあって西国の守護は、守護自身あるいはその名代が現地に直接赴くのが通例⁽⁴⁴⁾であり、長門の場合も、前任の北条宗頼とその子兼時は在国していた。したがつて万寿本人も長門へ赴いたと考えるのが普通だが、いくら家政機関が整つていても、父宗政が存命でなければ幕府にとつては心許ない守護であり、当時の幕府首脳がそれを認めたとは考えにくい。以上のように、①②の点で「守護次第」に不自然な点が残つており、改めて宗政・時兼・師時の三人について位置づけ直す必要がある。以下では、推測も交えながら、一般的な守護・名代の例になじむように「守護次第」を読み替えてみたい。なお、人物関係については別掲の北条氏系図を参照。

弘安四年（一二八二）時点での宗政の守護正員就任は疑いない。彼は鎌倉において一番引付頭人の要職にあつたから、子の万寿を名代として派遣するのが普通であろう。名代とは、村井章介氏⁽⁴⁵⁾が提起したように「正守護のいわば分身であつて、守護被官の例が多い『守護代』とは質的にことなる」立場を表す語として本稿で用いる。万寿のわずか七歳にしての派遣には違和感もあるが、周囲の被官が充実していれば不可能なことではない。なによりも鎌倉にいる父宗政が正員であり、鎌倉からの命令には常に宗政が介在するのだから、幕府としてはそれほど大きな問題はないはずである。したがつて、宗政の名代として子息の万寿（師時）が長門に派遣されたと考へたい。その後宗政が急死すると、父の後ろ盾をなくした万寿はもはや長門守護として機能しなくなり、おそらく着任

後数ヶ月で鎌倉に帰ることになったはずである。そこで宗政の後任に選ばれたのが、宗政の次に一番引付頭人となつた北条時業だったのではないか。そして彼は、一人息子の時兼を名代として長門へ送り出したのではないだろうか。業時は「守護次第」には一切登場しないが、時兼が現地に赴いていることや、宗政の後任で一番引付頭人となつてゐることから、彼が正員であり、息子の時兼が名代だと推測できよう。業時が一番引付頭人から連署に転じるのが弘安六年（一二八三）の四月⁽⁴⁸⁾であり、次の守護である金沢実政が、前任の豊前から長門に到着したのが弘安七年（一二八四）正月十七日であつて、順当に守護が交替しているようを見えることも上記の推測を傍証するだろう。時兼は鎌倉に戻り、弘安九年（一二八六）には四番引付頭人となつてゐる。

以上をまとめると、弘安四年に一番引付頭人の宗政が守護となつて子の万寿（師時）が名代として長門へ下向し、宗政の死後は万寿が鎌倉に呼び戻され、次の一番引付頭人である時業が正員となつて子の時兼を名代として長門へ派遣し、弘安六年四月に時業が連署に転じると、一人息

子の時兼は鎌倉に呼び戻されて、翌年正月には、豊前国守護から転任した実政が長門へやつてきたと推測できる。宗政の死が急なことであり、万寿や時兼の在国期間がわずかだつたことが、「守護次第」の記述を混乱させてゐるのであろう。

第2節 政村流北条氏の活動

統いて検討したいのは、「守護制度」と「守護次第」の記述が異なるている、北条時仲の一度目の就任から金沢時直就任まで（表1※）の部分である。「守護次第」では、金沢実政の次の守護を北条時村としており、その次に直接金沢時直が守護になつたとしている。つまり、※部分の守護が北条時村一人と記されているのである。時村は嘉元三年（一三

〇五）のいわゆる嘉元の乱で死去するから、この記述そのものは首肯できないことになるが、「守護制度」の提示したような、時仲→時村→熙時→時仲という守護職の継承は、特に時仲（孫）から時村（祖父）への継承という点でやはり不自然である。そこで本稿では、当該期における守護在職に関わる文書を考察して佐藤氏の説を再検討し、長門守護の在り方について言及したい。便宜的に、「守護制度」で示された守護の就任順にそれぞれに関わる文書を検討する。

○時仲と時村

【史料5】永仁六年（一二九八）四月十六日六波羅御教書⁽⁵⁰⁾

長門国阿弥陀院寺別当代相惠申、當寺敷地堺内壹町余事、去水永五年九月七日関東御教書如此、前守護代押領云々、何様可候哉、仍執

達如件、

永仁六年四月十六日

右近將監
（花押）
前上野介
（花押）

佐藤氏
（北条時仲）
右近將監殿

佐藤氏が北条時仲守護在任の徴証とした上記の史料5は、前年九月七日の関東御教書を施行した六波羅探題の御教書である。六波羅探題が文書を発給するのは、原則的には現地にいる守護か、あるいは守護正員が関東にいる際の現地守護代に対してもあるから、この文書をうけとつた時仲の立場は、現地にいる守護か守護代ということになり、いずれにしても彼が長門に在国しているのは確実ということになる。一方で「守護次第」が示す守護である時村は、この時期は一番引付頭人であり鎌倉にいることは間違いない。時仲の長門在国と時村の守護就任を示す「守護次第」の記述を整合的に理解するならば、祖父時村の名代として、孫の時仲⁽⁵²⁾が長門国へ赴任したと考えるべきではないだろうか。先述の宗政や業時と同様に、一番引付頭人が守護正員となつてゐることもこの考えを

傍証する。守護代と名代の大きな違いは、守護の被官ではなく分身だという点にあり、まさにこの点によつて守護の沿革が混乱しているのである。つまり、守護正員である祖父時村の名代として時仲が現地に赴任し、そこで正員のように振る舞ついたために、文書上は正員が頻繁に交替しているように見えてしまつたと考えられるのである。それでは次に、現地で活動していた時仲の発給文書を見てみよう。

【史料6】正安元年（一二九九）十二月廿二日時仲袖判執事奉書（折紙）⁵³

（端裏）「武藏左近大夫殿 時仲」

（花押）
（時仲）

赤間関阿弥陀寺別当重貞申、當寺燈油料船拾貳艘事、任先例被免除
畢、守此旨可被施行之由、所候也、仍執達如件、

正安元年十二月廿二日

有長奉

伊藤左衛門尉殿

これは阿弥陀寺別当の重貞が長門に在国している時仲の力を頼つて發給を願い出た文書であろうから、時仲自身の存在を示す袖判があるのは

当然としても、なぜ折紙という形式で書かれているのだろうか。かつて笠松宏至氏は、折紙が「状」ではなく「音声」の代用として、主体も客体もない一片のメモに化し、公的には誰の責任にも属さない紙片となる」可能性を示唆した。これにしたがえば、時仲の「音声」が執事「有長」を介して阿弥陀寺別当に伝えられたと解釈できる。これは、時仲が現地にいるからこそ見られる文書形式であろう。その後の守護正員時村

が発給した文書三通が、袖判ではあるが折紙ではなく豎紙だということも、この見解を傍証する。なお、案文のために折紙か豎紙かを判断できない正安二年（一二九九）七月廿三日の時村施行状案は、同月十三日の

関東御教書をうけて北条時村が発給したものだが、それを現地で施行している同年閏七月廿三日の蓮念施行状⁵⁴でも、やはり折紙の形式が採られている。現地での施行には折紙が用いられたのである。これら時村発給文書が作成されている時期に時仲が鎌倉に戻っている徴証はないので、彼はひきつづき名代として活動していたと考えられるが、時村が時仲宛に文書を作成しないのは、正員から名代へ宛てて出す文書の様式が存在しなかつたために、関東御教書は守護正員の発給した文書（豎紙）を通じて現地における守護代の発給した文書（折紙）によって施行され、六波羅からの文書は現地の名代の発給する文書（折紙）を通じて現地に施行されるようになつていただらではないだろうか。では次に、鎌倉にいる守護正員時村の袖判執事奉書を見てみよう。

【史料7】正安三年（一二九九）八月廿五日時村袖判執事奉書⁵⁵

（花押）
（時村）

長門國赤間関阿弥陀院主重貞申、當寺燈油料船拾貳艘事、早引募件

勘過料、不忘毎夜之燈明、可抽長日之懇祈旨、可被下知寺家之由、

所候也、仍執達如件、

正安三年八月廿五日

左近將監朝尹奉

伊藤左衛門尉殿

この文書も、史料6と同様に阿弥陀寺の重貞の申請を認めたものであり、同内容と考へて問題あるまい。宛所の「伊藤左衛門尉」も同一人物である。この史料は時村が守護正員として発給した文書だが、なぜ二年前に現地の名代である時仲が発給したのと同じ内容をもつ文書を再び発給したのだろうか。ここで注目すべきは、時村の地位の変化である。時村はこの年の八月二十三日、すなわち史料7の二日前に幕府の連署に就任している。史料7と同日付で同形式、同一人物宛で阿弥陀寺周辺の殺生禁断を確認する文書⁵⁶が、さらに同年九月一日には、やはり同形式、同

一人物宛で、阿弥陀寺の西貳町の甲乙人の居住を停止させる旨の文書が発給されていることも合わせて考えると、阿弥陀寺の重貞が、より高次の権力に自らの権利の保証を求めた結果、現地の名代である時仲の文書の他に、連署となつた守護正員時村の袖判がすえられた文書を要求し、発給されるに到つたと考えることができる。発給主が名代の時仲であるが正員の時村であろうが、形式的な宛所は守護代の伊藤左衛門尉になつてゐるのは、守護正員から名代に宛てる文書の形式がなかつたという先の推測を想起させる。また、祖父時村が一番引付頭人から連署に就任しても、長門守護正員が次の一番引付頭人には交替しなかつたのは、時仲の兄である熙時⁽⁶²⁾が、祖父時村の連署就任と同時期に鎌倉で評定衆・四番引付頭人となつており、時村の系統の後継者として着実に成長していたために、時仲が鎌倉に戻る必要がなかつたからであろう。

【史料8】「守護次第」時村の項

廿一 左京權大夫殿時村 御代官左近大夫將監永仁六八十一着府

任近江守、又尾張守、守護代吉良殿、又

小笠原入道連念下国、同遠貞

「守護次第」時村の項には上記のように書かれている。時村の代官に時仲が記されているのは、時仲が実際に長門にいたからであり、確かに「御代官」と記されてはいるが、実質的には現地において守護正員として振る舞つていたと考えられる。ここで問題となるのはむしろ、守護代とされた「吉良殿」である。先述のように「守護次第」では、初期の源範頼などわずかな例を除いて、北条氏が守護となつて以降の守護にのみ「殿」が付せられているので、守護代の人物に、しかも名字の後に「殿」が付くのはやはり不自然であろう。そこで諸写本を確認すると、1系統から順に「吉良殿」、「吉郎殿」、「吉野」、「吉野将監」、「吉良氏」⁽⁶³⁾とあつ

て、表記の揺れがそれほど見られない諸本の共通部にもかかわらず記述がまちまちであり、誤写の可能性が高い。「殿」が守護正員に付せられることを重視するならば、この人物もそれに近い立場にあつたはずである。推測するに「吉良殿」は、「太郎殿」の写し間違いで為時の長男である熙時⁽⁶⁴⁾を指しており、時村が嘉元三年（一二〇五）に没した後に守護正員となつた熙時が、時村の代官「太郎殿」と認識されてしまつたのではないかだろうか。

北条熙時は、正安三年（一二〇一）から応長元年（一二一一）に連署に就任するまで評定衆を勤めており、正和元年（一二一二）には執権に就任していく、守護正員在任中も鎌倉に在住していたことは疑いない。したがつて、時村没後には熙時が守護正員となり、鎌倉での役職が見えない時仲は、ひきつづき長門にあつて名代として活動していたと考えられる。熙時の守護在任を示す文書は嘉元三年（一二〇五）八月五日の関東御教書だけだが、熙時はこの時評定衆であるから、この文書は鎌倉にいる熙時に出されたことになり、関東御教書は鎌倉の守護正員に発給されるという先の推測通りの事態となつてゐる。

○北条時仲

徳治二年（一二〇七）五月九日には、周防守護の北条時仲宛てに関東御教書が発給されており、周防と長門の守護が兼帶であつたという前提に立つと、この時点で長門の守護正員も熙時から時仲へと交代したことになる。同年正月廿八日には、すでに熙時が一番引付頭人に就任しており、本来ならば熙時の子が名代となるはずなのだろうが、時仲の長門在国の実績は捨てがたく、また熙時の子茂時はこの時点ではまだ幼いために、時仲がひきつづき長門に在国したのである。時仲の在国は、後掲の史料9から明らかである。

【史料9】徳治三年（一二〇八）九月廿七日金沢貞顯書状⁽⁶⁵⁾

長門国厚狭郡松嶽寺々僧申、同國厚保地頭朝尚濫妨當寺免田内北坂
本番野開發田并同荒野事、院宣西園寺家御消息（副具書）如此、

子細見状、早可被尋沙汰候、恐々謹言

（北条時仲） 德治三年九月廿七日 越後守（金沢貞顕）（花押）

近江守殿

この史料は六波羅探題の金沢貞顕が発給した書状である。六波羅探題の文書が院宣や西園寺家の消息をうけて発給されるのは珍しいことではないが、史料9のように書止文言が「恐々謹言」となる例は多くない。六波羅探題発給文書を検討した熊谷隆之氏によれば、探題個人と受給者の相対的な身分差、すなわち書札礼上の問題によつて、御教書形式ではなくこうした書状形式の書止文言をもつ文書が発給されることがあつた。熊谷氏の一覧表には掲載されていないが、本文書が氏の分類『三類型③』に合致することは疑いない。本文書からは、北条時仲の特別な地位を読みとることが可能である。本文書から北条時仲の特別な地位を読みとることは、他の権限については不明とせざるを得ないが、重要な防衛拠点である関門海峡を抱える長門国の守護が、一般的な守護よりも大きな権限を持つていたとしても不思議ではあるまい。

ここで第2章での検討をまとめると表2のようになる。『守護次第』

の説との違いはゴシックで表現した。以上を踏まえて次章では、長門国守護の政治的な在り方を考察したい。

第3章 長門国守護の政治的位置

第1節 建治元年の守護—斎交替時の長門守護

弘安四年（一二八二）閏七月十一日付の関東御教書では、安芸国に所領を持つ児玉繁行・家親に対して、「賊船」が門司関を入れてきたならば、守護に従つて長門国の陣に属して防戦するように命じている。安芸

い。

こうした権限を長門守護が付与されたのは、おそらく北条氏で最初に守護となつた北条

表2 本稿での長門国守護再検討の結果（北条氏就任以降）

正員	名代	在任期間		正員交替理由
北条宗頼	一	～一二七五（建治元）	～一二七九（弘安二）六月	没
北条兼時	一	一二七九（弘安二）六月	～	転撰津守護
北条宗政	北条師時（万寿）	～一二八一（弘安四）閏七月	～一二八一（弘安四）八月	没
北条業時	北条時兼	一二八一（弘安四）八月	～一二八三（弘安六）四月	カ
金沢実政	一	一二八四（弘安七）正月	～一二九六（永仁四）八月	転鎮西探題
北条時村	北条時仲	一二九六（永仁四）八月	～一三〇五（嘉元三）四月	没
北条熙時		一三〇五（嘉元三）四月	～一三〇七（徳治二）正月	転一番頭人
北条時仲	一	一三〇七（徳治二）正月	～一三一九（元応元）八月	～
金沢時直	一	～一三二三（元亨三）八月	～一三三三（正慶二）	没

国の御家人がおそらくは長門守護の指揮下に入ることを記したこの文書からは、長門守護が周防とともに安芸にまで軍事指揮權を持っていたことを読みとることが可能であろう。その他の権限については不明とせざるを得ないが、重要な防衛拠点である長門海峡を抱える長門国の守護が、一般的な守護よりも大きな権限を持つていたとしても不思議ではあるまい。

宗頼からであろう。彼は建治年間の守護一斉交替⁽⁷⁴⁾によつて就任したと考えられる。この時期に就任した守護の人選を見渡すと、特に鎮西や中国地方には、当時の執権・連署・一番引付頭人など、幕府の首脳陣が多く就任していることが分かる。この時に守護が交替した可能性があるのは次の一一ヶ国であり、新任の守護とその幕府内における地位は以下の通りである。

○建治元年の交替による新任守護（「」の後は幕府内の地位）

【長門】北条宗頼（北条時宗・宗政の弟）＝時宗は執権。宗政は三番引付頭人

【周防】北条宗頼＝同前 【筑後】塩田義政＝連署

【豊前】金沢実時（名代実政）＝実時は一番引付頭人

【肥後】安達泰盛（名代盛宗）＝泰盛は五番引付頭人、御恩奉行

【石見】塩田義政子息か＝義政は連署

【越前】足利満氏⁽⁷⁵⁾ 【伯耆】三浦頼連か

【能登】名越宗長＝名越公時は四番引付頭人

【播磨】北条時宗＝執権 【備中】北条時宗？＝執権

越前と伯耆を除けば、すべて幕府内の執権・連署や引付頭人、あるいはその名代と考えられる人物である。特にモンゴル軍に対する最前線である鎮西の三ヶ国（筑後・豊前・肥後）は、連署・一番引付頭人・五番引付頭人で御恩奉行と、幕府の要職にある人物ばかりである。したがつて、同時期に守護の変わつている長門・周防守護も、幕府内の重職にある人物の関係者として就任した可能性が高い。宗頼は執権時宗と三番引付頭人宗政の弟であったから、どちらかの名代的な立場として長門へ赴いたのであろう。一般的には、正員が親で名代が子であることが多いが、時宗や宗政がまだ若かつたために子を送ることができず、弟が派遣されたと考えられる。しかし宗頼は、得宗權力といった抽象的な権限を代表

しているのではない。この時期の他の名代が正員の分身的な存在であることを踏まえれば、宗頼は家としての得宗家を代表して長門に赴いたのである。宗頼から兼時への交替は親子間の継承である。

第2節 長門守護と一番引付頭人

兼時の次の守護である宗政は、当時の一番引付頭人であった。おそらくはこの宗政の就任によつて、一番引付頭人が長門守護正員となるという前例が作られ、以後は一番引付頭人が守護正員となり子を名代として派遣するのが原則となつた。宗政が急死すると、次に一番引付頭人となつたのは北条業時であり、彼が守護正員となつて子の時兼を名代として長門へ送つている。業時の連署就任によつて時兼が鎌倉に呼び戻されると、豊前守護の父金沢実時の名代としてすでに豊前に在國していた金沢実政が、弘安七年（一二八四）に長門守護へ転任した。北条氏一族が在國するという原則を維持した上で、長門と周防という重要な拠点を押さえるためには、すでに豊前で実績を積んでいる金沢実政を派遣する必要があったのであろう。実政の後任として豊前守護となつたのは、当時の一番引付頭人大仏宣時の大仏朝房であった。原則的には長門守護に大仏朝房が就任すべきなのであろうが、防長守護という重職には実績のある金沢実政が選出され、一番引付頭人の名代である朝房は、実政の後任として豊前守護となつたのであろう。

永仁四年（一二九六）になると、金沢実政は長門を離れて鎮西に移り、鎮西探題が確立する。実政の就任した鎮西探題は、それまでの機関とは異なつて多くの権限を付与されていた。⁽⁷⁶⁾ 大きな権限を持つ機関の初代長官には、西国で実績のある実政が適任と考えられたのであろう。実政の次に長門守護正員となつたのは当時の一番引付頭人の北条時村であり、彼も孫の時仲をして長門へ送つている。時兼がすぐに鎌倉に戻つ

防長守護関連諸職年表

西暦	和暦	鎮西探題	防長守護	防長守護名代	一番引付頭人	連署	執権	備考
1275	建治1		北条宗頼		～金沢実時	～塙田義政	～北条時宗	「～」は当年以前の就任を示す
1276	建治2				8月 北条宗政			
1277	建治3							
1278	弘安1							
1279	弘安2		6月 北条兼時 (宗頼没)					
1280	弘安3							
1281	弘安4			⑦月 北条宗政 北条時兼	万寿 (北条師時) 北条時兼	10月 北条業時		
1282	弘安5							
1283	弘安6				4月 大仏宣時	4月 北条業時		
1284	弘安7			1月 金沢実政	—			
1285	弘安8							
1286	弘安9							
1287	弘安10					12月 北条時村	8月 大仏宣時	
1288	正応1							
1289	正応2							
1290	正応3							
1291	正応4							
1292	正応5							
1293	永仁1 (北条兼時・名越時家)				10月 引付停止			
1294	永仁2					10月 北条時村		
1295	永仁3							
1296	永仁4 8月 金沢実政	8月 北条時村	北条時仲					
1297	永仁5							
1298	永仁6							
1299	正安1							
1300	正安2							
1301	正安3 12月 金沢政顥				8月 赤橋久時	8月 北条時村	8月 北条師時	
1302	乾元1				2月 大仏宗宣			
1303	嘉元1							

1304	嘉元 2						
1305	嘉元 3		4月 北条熙時	北条時仲	8月 赤橋久時	7月 大仏宗宣	
1306	徳治 1						
1307	徳治 2		5月 北条時仲	—	1月 北条熙時		
1308	延慶 1						
1309	延慶 2						
1310	延慶 3						
1311	応長 1					10月 塙田国時	10月 北条熙時
1312	正和 1						10月 大仏宗宣
1313	正和 2						6月 北条熙時
1314	正和 3					7月 赤橋守時	
1315	正和 4 (7月 金沢種時)					7月 金沢貞頼	7月 北条基時
1316	正和 5						7月 北条高時
1317	文保 1 3月 北条隨時					12月 北条貞規	
1318	文保 2						
1319	元応 1					⑦月 赤橋守時	
1320	元応 2						
1321	元亨 1 (12月 赤橋英時 (隨時)は6月死去)						
1322	元亨 2						
1323	元亨 3		8月 金沢時直	—			
1324	正中 1						
1325	正中 2						
1326	嘉曆 1						
1327	嘉曆 2						
1328	嘉曆 3						
1329	元徳 1						
1330	元徳 2						
1331	元弘 1					7月 金沢貞将	7月 北条茂時
1332	元弘 2						
1333	元弘 3						

時直は鎮西探題一
番弓付頭人から

たのに対して、時仲がおそらく終生長門に在国していたのは、どちらも父が一番引付頭人となるような高い家格に生まれながらも、時兼は業時の人息子であるのに対して、時仲は後に執権にまで昇進する熙時の弟であつたことが関係していよう。時仲は、熙時が没する正和四年（一二五）までは名代であり、その後は正員となつておそらく長門で没した（⁸¹）とされる。その次に守護となつたのは、鎮西探題の一番引付頭人から転任した金沢時直であつた。やはり鎮西での実績が評価されての人事であろう。前任者時仲の守護としての終見が元応元年（一二三一九）八月であり、時直の活動の初見は元亨三年（一二三二三）八月⁽⁷⁷⁾だから、この間に長門守護に就任していることが分かる。この時期の幕府の一番引付頭人は赤橋守時であった。守時は元応元年（一二三一九）閏七月の就任時点（⁷⁹）で二五歳であり子息はまだ幼かつたが、弟の英時が元亨元年（一二三二一）十二月の段階すでに鎮西探題として鎮西に下向していた。現地に赴任した北条氏一族、特に金沢氏が世代交代をすすめると、鎌倉を知らない人物が鎮西で要職に就くようになり、鎌倉と鎮西との乖離が懸念されるのは当然であった。そこで、幕府の一番引付頭人である赤橋守時の弟が鎮西探題として派遣されたのである。したがつて、すでに鎮西探題となつていた赤橋英時は長門守護に就任することができず、鎮西探題一番引付頭人の金沢時直が長門守護に選ばれたのである。

以上のように長門守護は、基本的には一番引付頭人が担当し、状況に応じて実績のある金沢氏が就任していた。長門守護の人選は、鎮西探題や鎮西守護とともに鎌倉幕府における役職と連動していたのである。この背景には、現地で着実に影響力を強めている金沢氏を重用する一方で、鎌倉幕府の権威をまとった守護が不斷に求められていたことを示している。もちろんその金沢氏も、もとは一番引付頭人であつた金沢実時の名代として豊前に下向した金沢実政とその子孫であり、本来的に実時の幕

府における役職に起因して西国に赴いた人々であった。佐藤進一氏は、得宗権力によつて北条氏一門守護が頻繁に改替されることが得宗による一門統制につながるとしており、特に、長門守護は強い指揮権が求められ、「これを裏付けるものとして専ら門地・家柄という外形的な権威が問題とされた」としているが、上述のように長門守護は、幕府の重職である一番引付頭人という権威をまとつた人物が任命されており、現地に赴いた名代も、一番引付頭人の分身という立場で職務を遂行していたはずである。したがつて、長門守護は得宗権力を笠に着てゐるのではなく、一番引付頭人という幕府の権威をまとつた機関だったのである。守護や一番引付頭人の任命権がどこにあつたのかについては議論の余地はあるが、守護改替は得宗の独断による恣意的なものではなく、幕府内の地位によつていたのである。

おわりに

最後に本稿で述べてきたことを簡単にまとめよう。第1章では「守護次第」を書誌学的に考察した。その結果、鎌倉末期に現地の守護又代層によって第一段階が成立し、南北朝期に厚東氏関係者によつて第二段階が成立し、その後は一宮、二宮、現地の守護又代層らによつてそれぞれの写本が作成されたと結論づけた。第2章では、第1章での検討を踏まえて『守護制度』の説（表1）を再検討し、表2のよう修正した。そして第3章では、長門守護の政治的位置を考察し、長門守護は基本的に幕府の一番引付頭人が担当し、状況に応じて実績のある金沢氏が就任することもあるという説を導き出した。長門守護の人選は、「門地・家柄」という外形的な権威」や得宗との血縁関係の親疎によつて決まつていたのである。鎮西探題や鎮西各國守護、鎌倉幕府内の役職と連動して

この結論をもとに、守護職をめぐる「得宗専制」の指標を再検討する
と以下のようになる。『守護制度』では、得宗による北条氏一門の頻繁
な改替が得宗による一門統制の表れだとされているが、長門守護が幕府
内の役職（特に一番引付頭人）と連動していたのならば、長門守護は得
宗の恣意的な独断で改替されていたのではなく、幕府内の役職に応じて
交替が行われていたのであり、長門国で実際に守護が権威の源泉として
いたのは、得宗権力ではなく幕府の権威だったということになる。幕府
内の諸職の任免権がどこにあったのかという問題はとりあえず留保する
にしても、諸国守護の改替をもって得宗による一門統制とみなすことは
できないであろう。もちろん、実質的な任免権をもつて「得宗専制」だ
とする反論があるならば、まずはその「実質的」な部分を明らかにしな
ければならないし、任免権を持つことに対する必要が生じる。任命権が「專
制的」ならば、現代にまで及ぶすべての政権に「専制的」という評価を
与えなければならない。得宗と一門は、幕府という組織の中で共存して
いたのであり、一門は決して「得宗専制」の客体ではなかったのである。
幕政の中心にはやはり得宗が据えられることが多かつただろうが、得宗
は一門の存在なしでは幕政を運営することはできなかつたし、彼らに対
して「専制的」に振る舞うこともできなかつたのである。

以上のように、長門や周辺の国の守護および鎮西探題などの人選が幕
府内の役職と連動していたならば、「得宗専制」そのものに対しても再
選が説明できる例も見出せる可能性はある。今後は、上記のような観
点で他地域での検討を試み、「得宗専制」そのものを再検討する材料を
提示することを目指したい。

（1）佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」（『日本中世史論集』岩波
書店、一九九〇。初出は一九五五）。

（2）拙稿「鎌倉期の若狭守護と「若狭國守護職代々系図」」（『遙かなる中世』
一八、二〇〇〇）では、鎌倉期における若狭国の守護を検討し、若狭國
守護職は得宗による絶対的な一門統制によって補任されていてのではなく
く、重時流に代表されるような北条氏一門などによっても担われており、
彼らには独自の存在基盤があることを指摘した。また拙稿「北条氏一門
と得宗政権」（『日本史研究』四五八、二〇〇〇）では、守護職と同様に
専制体制の指標とされる北条氏の所領についても得宗の突出した存在を
否定し、一門を含めた北条氏が一枚岩でないことなどを指摘した。これ
らによつて筆者は、鎌倉後期の政治史を得宗専制一色に塗りつぶすべき
ではないことを主張しており、本稿もその一環である。

（3）『太平記』（『日本古典文学大系』岩波書店、巻十一や、「忽那文書」元
弘三年（一二三三）三月廿八日忽那重清軍忠状（『鎌倉遺文』三三〇六八
号文書）などに登場する。

（4）本稿では、第1章第2節で諸写本の書名を検討し、守護代に重点が置
かれた「長門国守護代記」という書名が近世段階では一般的であると指
摘するが、煩を避けるために、この史料の略称を「守護次第」で統一す
る。

（5）佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究—諸国守護沿革考証編—」（東
京大学出版会、一九七一）。以下では「守護制度」と略記。

（6）児玉眞一「文永・弘安の役を契機とする防長守護北条氏の一考察—守
護・守護代の検討を通じて—」（『白山史学』三〇、一九九四）、同「鎌倉
時代後期における防長守護北条氏」（『山口県地方史研究』七一、一九九
四）。以下では前者を児玉①、後者を児玉②と略記。

（7）田村哲夫「長門守護代の研究」（『山口県文書館研究紀要』一、一九七
二）。以下では田村①と略記）、同「異本『長門守護代記』の紹介」（『山口
県文書館研究紀要』九、一九八一）。以下では田村②と略記）。

註

- (8) 田村①。
(9) 田村②は、南野光子氏所蔵のものと、岡誠作氏所蔵のものを紹介している。
- (10) 本稿では、田村氏による分類の中で以下の二点を修正した。1系統に分類されていた「長門国守護職次第」を削除して3系統に追加。1系統に「毛利家文庫史料」を追加。なおこの他に、「国書総目録」「長門国守護職次第」の項によると、静嘉堂文庫本、彰孝館文庫本、無窮会神習文庫本などが残されているようだが、今回は参照できなかつた。
- (11) 1—4系統は田村①、5・6系統は田村②を参照。
- (12) 住吉神社所蔵「長門国守護職次第」(史料編纂所架蔵写真帳 6143—37)
- (13) 「長門国一ノ宮住吉神社文書」(住吉神社編、一九七五)上巻、一六一
号文書。以下では「住吉神社文書」一六一のように略記する。
- (14) 田村①は1—①を明応初年(一四九二)の成立とするが、本稿では史料1を根拠に若干遡らせた。
- (15) 忽宮神社所蔵「忽宮神社文書」(史料編纂所架蔵写真帳 6171.77—67—6)
六巻末。以下の同文書からの引用はすべてこの写真帳による。なお田
村哲夫編「長門国一ノ宮 忽宮神社文書」(忽宮神社発行、一九七七)も
参照した。
- (16) 「実隆公記」(続群書類從完成会編)。なお竜崎道輔については木下聰氏
による教示頂いた。
- (17) 「実隆公記」永正五年九月廿一日条。
- (18) 「実隆公記」永正七年十二月廿日条。
- (19) 「実隆公記」永正九年一月廿一日条。
- (20) 広田暢久執筆「萩藩閥閲錄」(国史大辞典)吉川弘文館)。
- (21) 「小守護代」という表現はそれほど一般的ではないが、「守護次第」の
中では守護代の代官、つまり守護又代の意味で使用されているので、本
稿でもそれにしたがつた。
- (22) 1系統の写本は大内義興前半までで記述が終わつており、勝間田盛治
と内藤興盛が登場する大内義隆の代の記述はない。
- (23) 山口県文書館蔵「毛利家文庫史料」六(史料編纂所架蔵写真帳 6170.77—
1—6)を参照した。
- (24) 田村①。
(25) 田村①。
(26) 田村②。
(27) 史料編纂所架蔵の写真帳では系図は確認できなかつたが、田村氏は原本を直接確認しているので、写真撮影の際に別のものとして扱われたのであろうか。なお本稿で参照したのは、南野光子氏所蔵、山口県文書館寄託「長門国守護職次第」(史料編纂所架蔵写真帳 6143—17)である。
- (28) 田村②。
- (29) 北条宗頼の守護代には「太郎殿頼茂」という表記がある。本文で述べるようすに実名は南北朝期以降に書き入れられたものなので、本来は「太郎殿」だけであつた。「殿」が北条氏とその後の守護正員に付けられていることも踏まえると、「太郎殿頼茂」とは、北条宗頼の長男の兼時を指すと考えられる。兼時は次の守護であり、父宗頼とともに長門に在國していた。彼が宗頼の代官のような活動をしていたのでこのように書かれてしまつたのであるう。
- (30) 実名が表記されていないのは南北朝期の「輔大納言」と「大内亀童御曹司」(大内政弘)だけである。第1章で述べたように「守護次第」1系統が政弘期の成立ならば、この時期に実名が付されたと推測する」とも可能であるう。
- (31) 田村①。なおこの「史料解題」では、田村②で紹介された二つの系統(5・6系統)については触れられていない。
- (32) 写本によって記述の仕方は多少異なるが、本稿では善本とされる①のテキストにしたがい、異同を検討する必要がある場合のみ他系統のテキストを提示した。なお師時と万寿の記事下部には、当時の一宮大宮司を示す「大宮司遠貞」「同遠貞」の記述がそれぞれ記されているが省略した。
- (33) 「山口県史」資料編中世1所収の「長門国守護職次第」では、「師時」の二文字も割書のようく表現されているが、写真で確認したところ、本文で示したように記されていた。

- (34) 没年齢より逆算。
(35) 「関東評定衆伝」など。
(36) 野津本「北条系図」(田中稔「史料紹介 野津本『北条系図・大友系図』(国立歴史民俗博物館研究報告)五、一九八五)による。
(37) 『吾妻鏡』建長五年二月三日条の宗政誕生の記事による。
(38) 「四」の第一・二画が「十」の第一画となり、「四」の第三・四画が「十」の第二画となり、「四」の第五画は省略されてしまったと考えれば、誤写の可能性を想定することも許されよう。
(39) 児玉②や、北条氏研究会編「北条氏系譜人名辞典」(新人物往来社、二〇〇一)「北条師時」の項目(菊池紳一氏執筆)でも、本稿と同じように武藏守を師時ではなく父の宗政の誤記ではないかとしているが、武藏十郎と名乗る万寿の方は、武藏四郎である師時の弟だと推定している。しかし、万寿が守護となつた弘安八年は師時自身もまだ八歳であり、さらにその弟が守護となつたとは考えにくい。
(40) 田村①。
(41) 児玉①②。
(42) 「鎌倉年代記」、「関東評定衆伝」など。
(43) 「北条氏系図」(前田育徳会所蔵「関東開闢皇代並年代記事」所収。本稿では東京大学史料編纂所架蔵の写真を参照した)。なお、同系図および北条時兼については、菊池紳一・下山忍両氏にご教示頂いた。
(44) 親の官途が変わることによって子の通称も変わるのは珍しいことではない。例えば北条一族の名越時は、「吾妻鏡」において、建保四年(一二一六)七月廿九日までは「相模次郎朝時」と記されているが、次に登場する建保六年(一二一八)十二月一日では「陸奥次郎朝時」と表記されている。これは、父の義時が建保五年(一二一七)十二月十二日に相模守から陸奥守へ転じていて(「鎌倉年代記」「武家年代記」など)ための変化であろう。
(45) 『守護制度』信濃国の項など参照。
(46) 村井草介「蒙古襲来と鎮西探題の成立」(同『アジアの中の中世日本』校倉書房、一九八八、初出は一九七八)。
- (47) 前掲注46村井論文。
(48) 「鎌倉年代記」「関東評定衆伝」など。
(49) 前掲注39『北条氏系譜人名辞典』「北条時仲」の項目(山野井功夫氏執筆)でも、辞典という書物の性格上踏み込んだ論証はされていないが、本稿と同様にこの点に疑義を呈し、「時仲は祖父時村の代官として行動していたとみるべき」としている。
(50) 赤間神宮編『赤間神宮文書』(吉川弘文館、一九九〇)一六号文書。以下では「赤間神宮文書」一六号のように略記する。
(51) 佐藤秀成「六波羅探題発給文書の伝達経路に関する若干の考察」(『古文書研究』四一・四二、一九九五)など参照。
(52) 時村の子為時は弘安九年(一二八六)に既に死去している。
(53) 「赤間神宮文書」一七号。
(54) 笠松宏至「日付のない訴陳状」考(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九)。なお松井輝昭「発生期の折紙の機能について」(『史料研究』一二〇五、一九九四)では、奉者と名宛人の身分差がかけ離れていると、こうした折紙の形式が採用されるとする。興味深い指摘であります。首肯すべき点は多いが、それでもなお、折紙の持つ「音声」の代用といふ性格は大きな意味を持つのではないかと考える。
(55) 時仲が長門守護として発給した文書で、形状が分かる正文のものうち堅紙なのは、「忌宮神社文書」所収の正和元年(一二二二)七月九日の施行状一通のみである。この文書は、小野太郎三郎に對して二宮造営の費用負担について伝達する内容であり、その内容から複数の文書が作成されたと考えられるので、音声で伝える折紙形式ではなく、堅紙形式が採られたと想定できる。また、断定はできないが案文の可能性もある。
(56) 正安三年(一二三〇)八月廿五日時村袖判執事奉書(二通「赤間神宮文書」一八・一九号)、同年九月一日時村袖判執事奉書(同)一〇号。三通とも同筆と考えられる。
(57) 「龍王神社文書」(史料編纂所架蔵写真帳017177-83)。
(58) 「住吉神社文書」八号。
(59) 「赤間神宮文書」一八号。

- (60) 「赤間神宮文書」一九号。
(61) 「赤間神宮文書」二〇号。
(62) 「鎌倉年代記」など。
(63) 6系統には記述そのものがない。
(64) 熙時が「太郎殿」と呼ばれた徵証はないが、少なくとも系図上は為時の長男である。

- (65) 「古證文七」嘉元三年（一二三〇五）八月五日関東御教書案（『鎌倉遺文』一二三一九七号文書）。
(66) 「三浦家文書」徳治二年（一二三〇七）五月九日関東御教書（『鎌倉遺文』一二三一九六四号文書）。
(67) 「鎌倉年代記」など。
(68) 「北条時政以来後見次第」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）によれば、北条茂時は文保元年（一二三一七）七月に左近将監となつて叙爵しているので、特定はできないものの、徳治二年（一二三〇七）の時点ではまだかなり幼いことが分かる。

- (69) 「正法寺文書」（史料編纂所架蔵写真帳6171.77-51 同文書の引用はこの写真帳による）。「鎌倉遺文」未収。なお、本史料中に登場する院宣は、内容から考へて「防長風土注進案八」年欠後伏見上皇院宣（『鎌倉遺文』一二三六五九号文書）だと考えられる。『鎌倉遺文』では嘉元四年（一二三〇六）と推定するが、本文書の存在によつて徳治三年（一二三〇八）と改めることができる。

- (70) 熊谷隆之「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」（『日本史研究』四六〇、二〇〇〇）。

- (71) 本文書の場合、差出である金沢貞頼と宛所の北条時仲が、越後守と近江守という近接した官職であつたために、このような書状形式の文書が発給されたと推測できる。あるいは官職以外の要素で上下関係が生じていたのかもしれない。この点については熊谷隆之氏よりご教示を賜つた。

- (72) 「正法寺文書」元亨三（一二三三三）年八月十三日六波羅御教書。

- (73) 「毛利鬼王文書」弘安四年（一二一八一）閏七月十一日関東御教書（『鎌倉遺文』一四三八九号文書）。また「萩藩閥閲録一九鬼王四郎兵衛所持」

同日付関東御教書（『鎌倉遺文』一四三九〇号文書）では、児玉延行に宛てて同様に防戦を命じている。

(74) 「守護制度」および前掲注46村井論文参照。

(75) 宗長については諸系図で異同が多く確定しがたいが、安田元久編『吾妻鏡人名総覧』（吉川弘文館、一九九八）をもとに整理すると以下のようになる。



時長の子、定長を宗長に比定する説と、時長の子、長頼の子に宗長をあてる説の一つかり、どちらとも判別しがたいが、前者の説を探れば、時長が建長四年（一一五二）八月廿六日に死んでいる（『吾妻鏡』同日条）ために宗長に庇護者がなく、公時の系統に保護されていたとも考えられる。

(76) 佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」（岩波書店、一九九三）初出は一九四三（第五章）。

(77) 「守護制度」長門の項。

(78) 「鎌倉年代記」など。

(79) 没年齢より逆算。

(80) 前掲註1佐藤論文。

(81) 「守護制度」長門国の項。

[付記] 本稿は平成十六年度文部科学省科学研究費補助金特別研究員奨励費の成果の一部である。